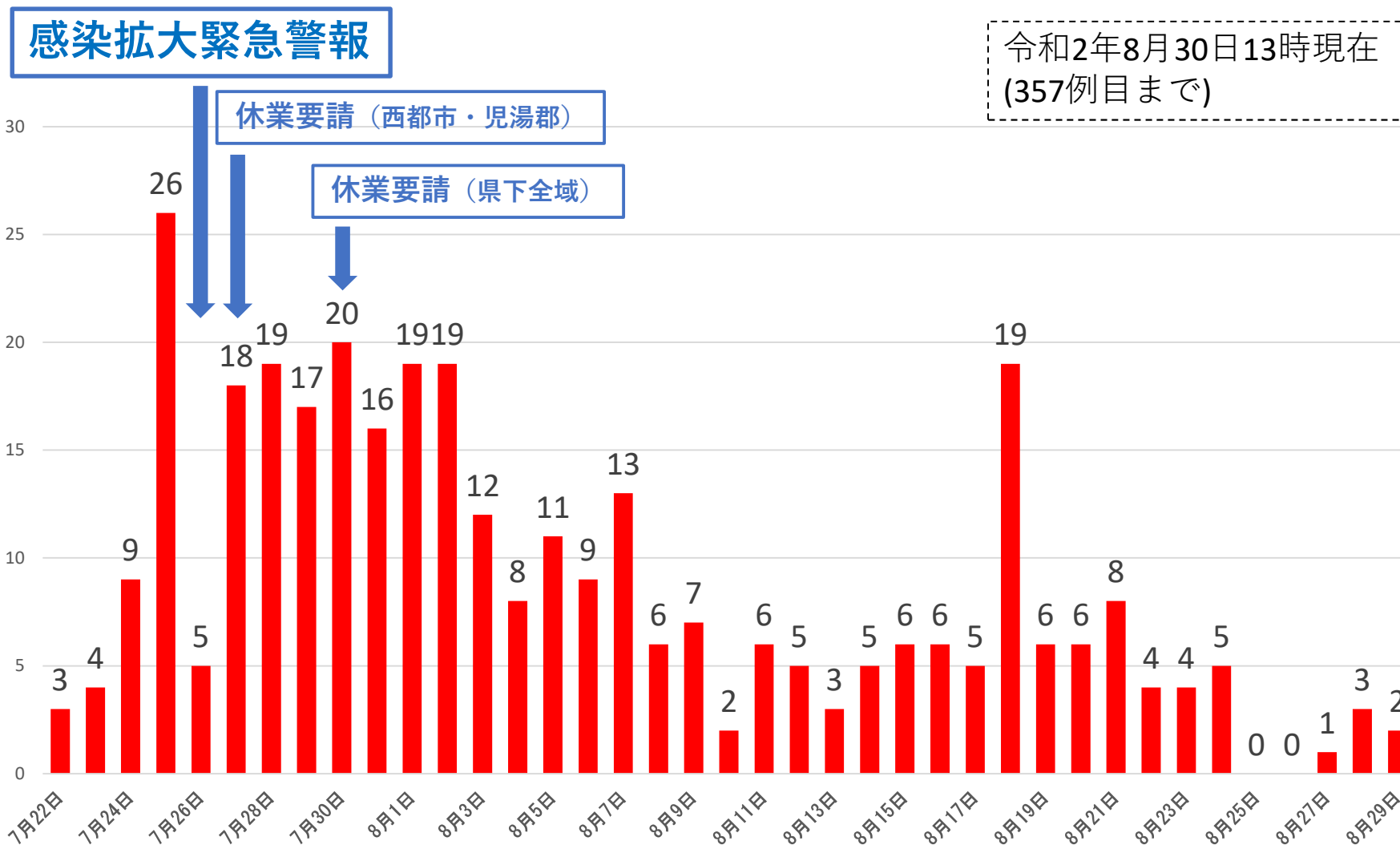
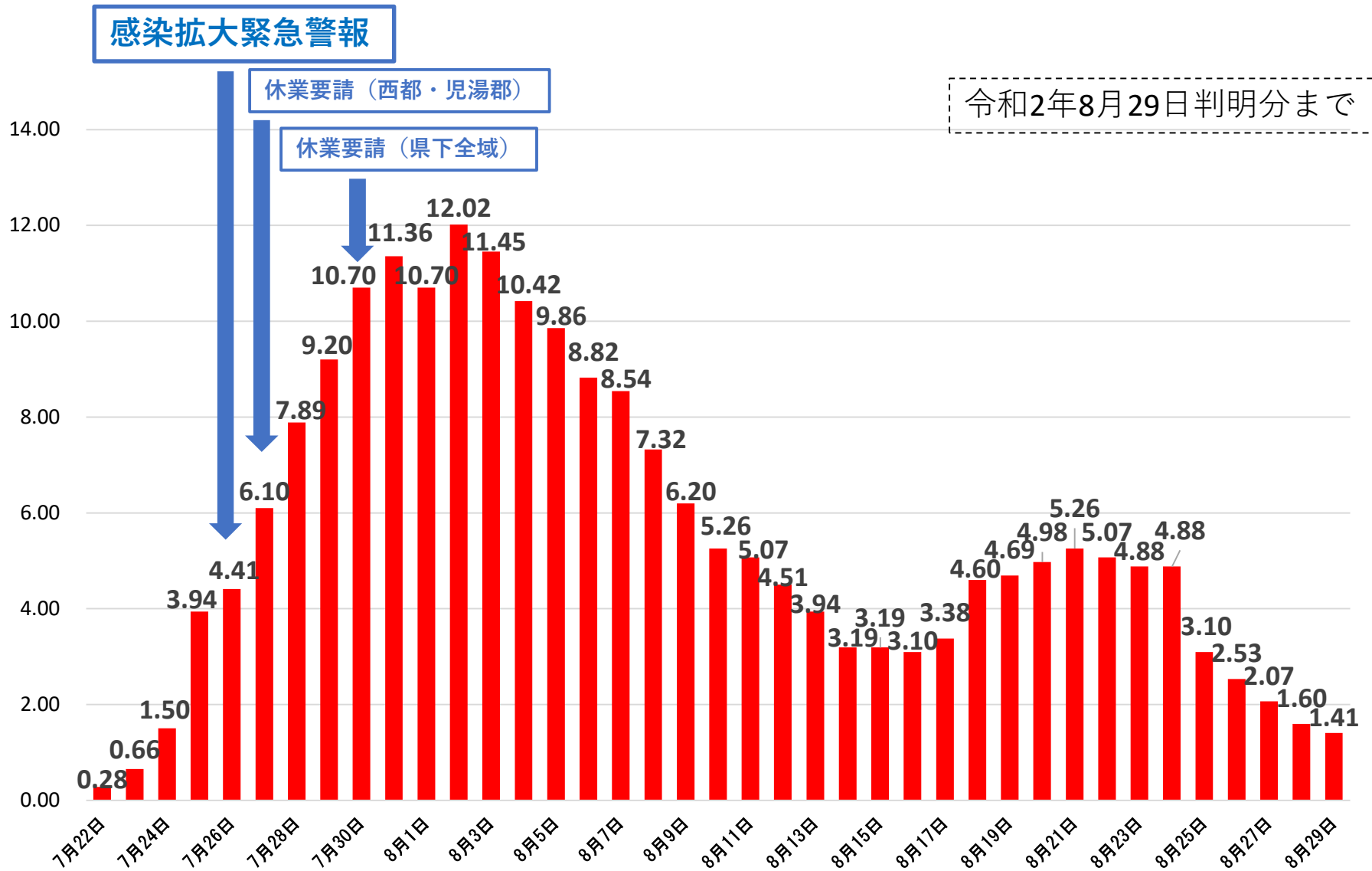


宮崎県内の感染者数（7月22日以降）



※感染者数は感染判明日により表示しています。
 感染が判明した時間によっては、翌日に公表されるため、記者発表されている数値と異なる場合があります。
 (例：22日16時判明→判明日22日、公表日23日)

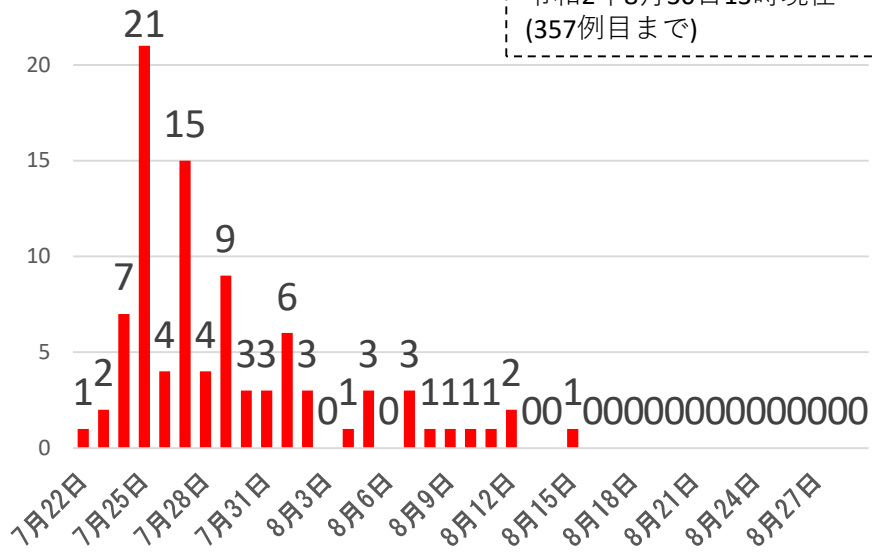
宮崎県の直近1週間の人口10万人あたりの感染者数



※感染者数は感染判明日により表示

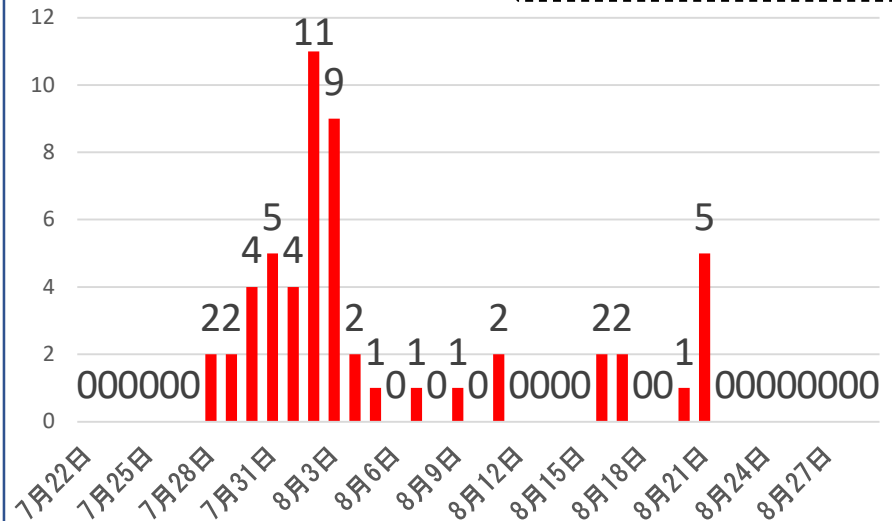
西都市・児湯郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

令和2年8月30日13時現在
(357例目まで)



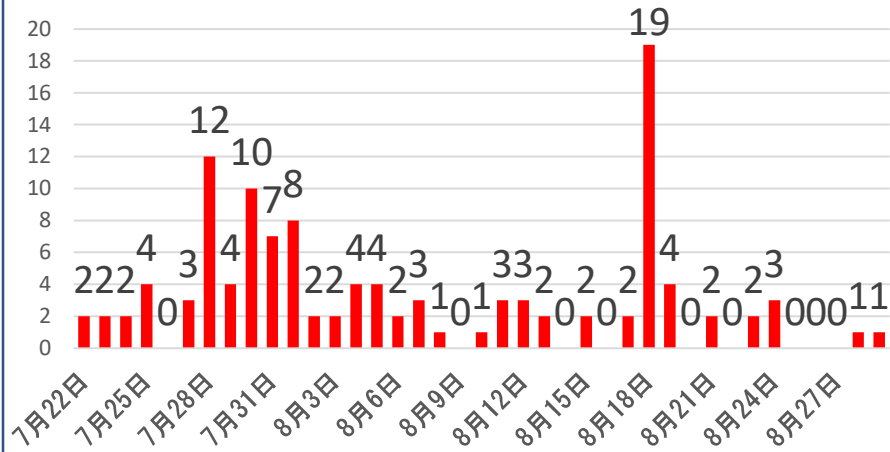
延岡市・西臼杵郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

令和2年8月30日13時現在
(357例目まで)



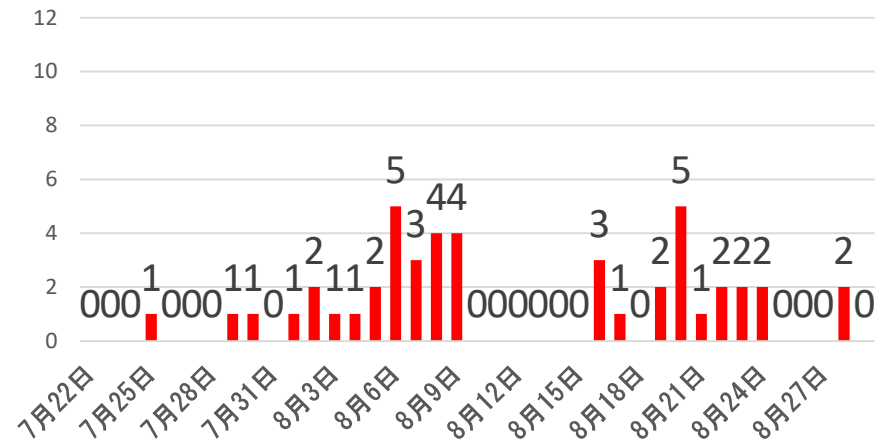
宮崎市・東諸県郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

令和2年8月30日13時現在(357例目まで)



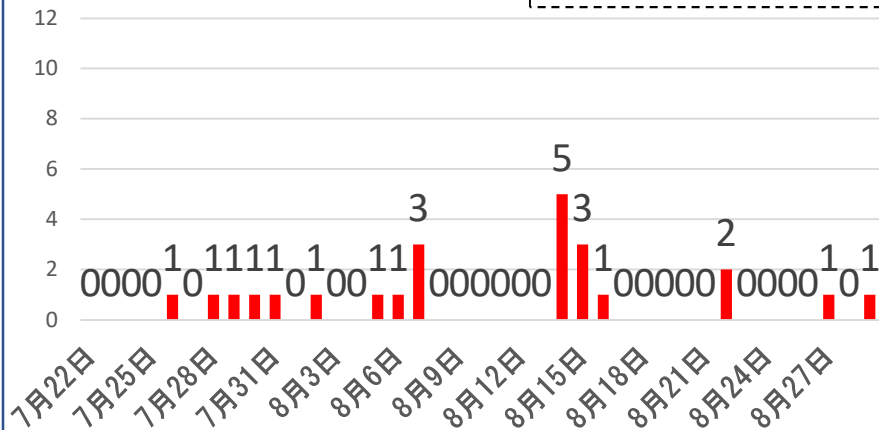
都城市・北諸県郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

令和2年8月30日13時現在
(357例目まで)



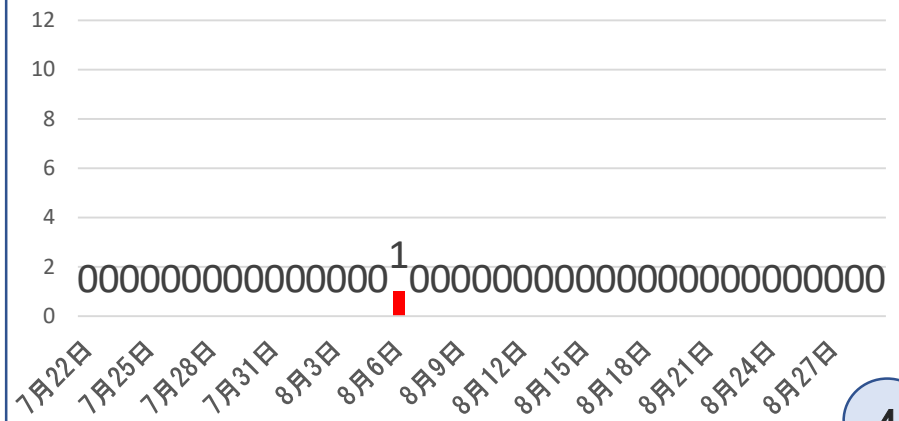
日向市・東臼杵郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

令和2年8月30日13時現在
(357例目まで)



小林市・えびの市・西諸県郡圏域 感染者数 (7月22日以降)

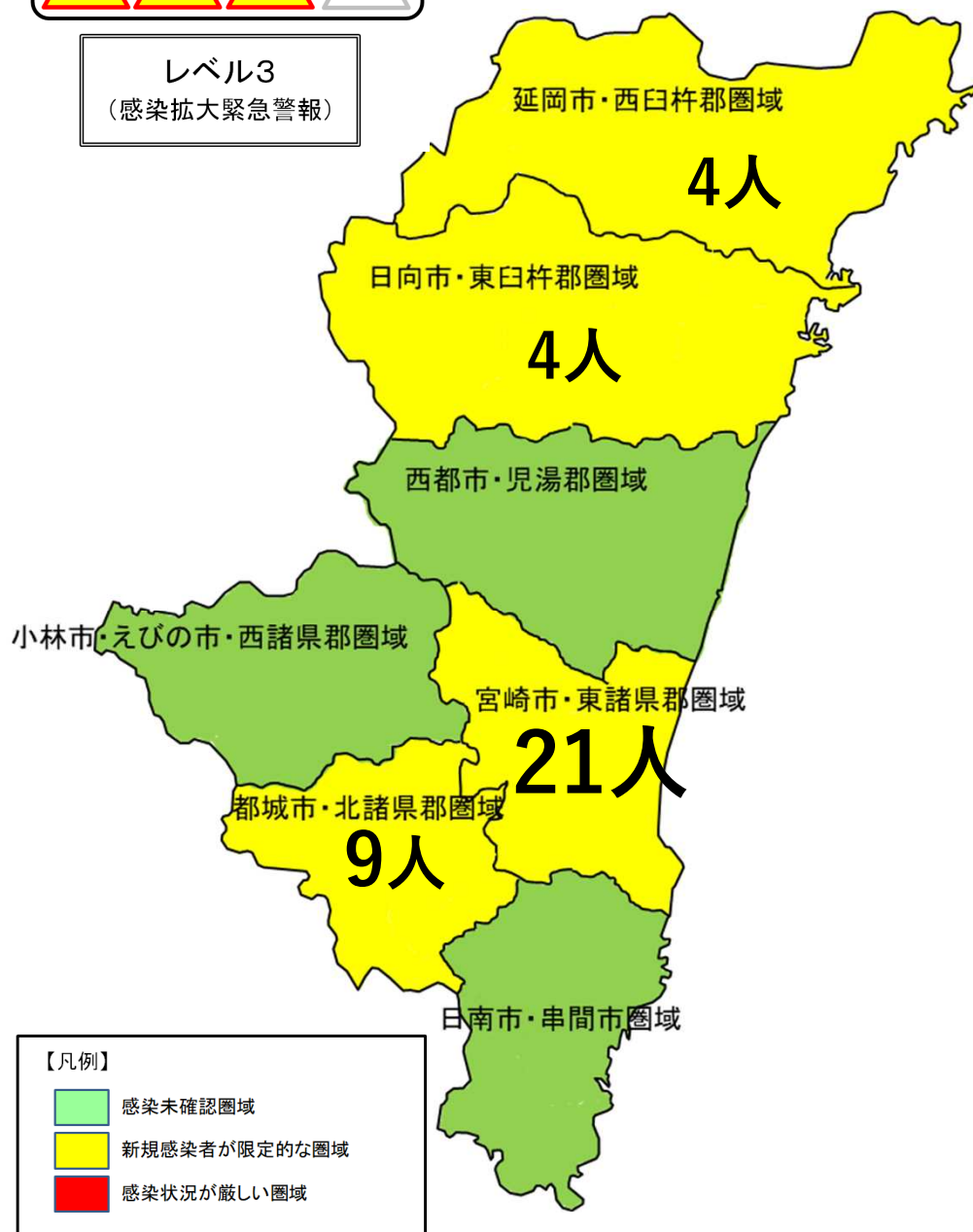
令和2年8月30日13時現在
(357例目まで)



コロナ感染者の分布（退院者除く）



レベル3
(感染拡大緊急警報)



【凡例】

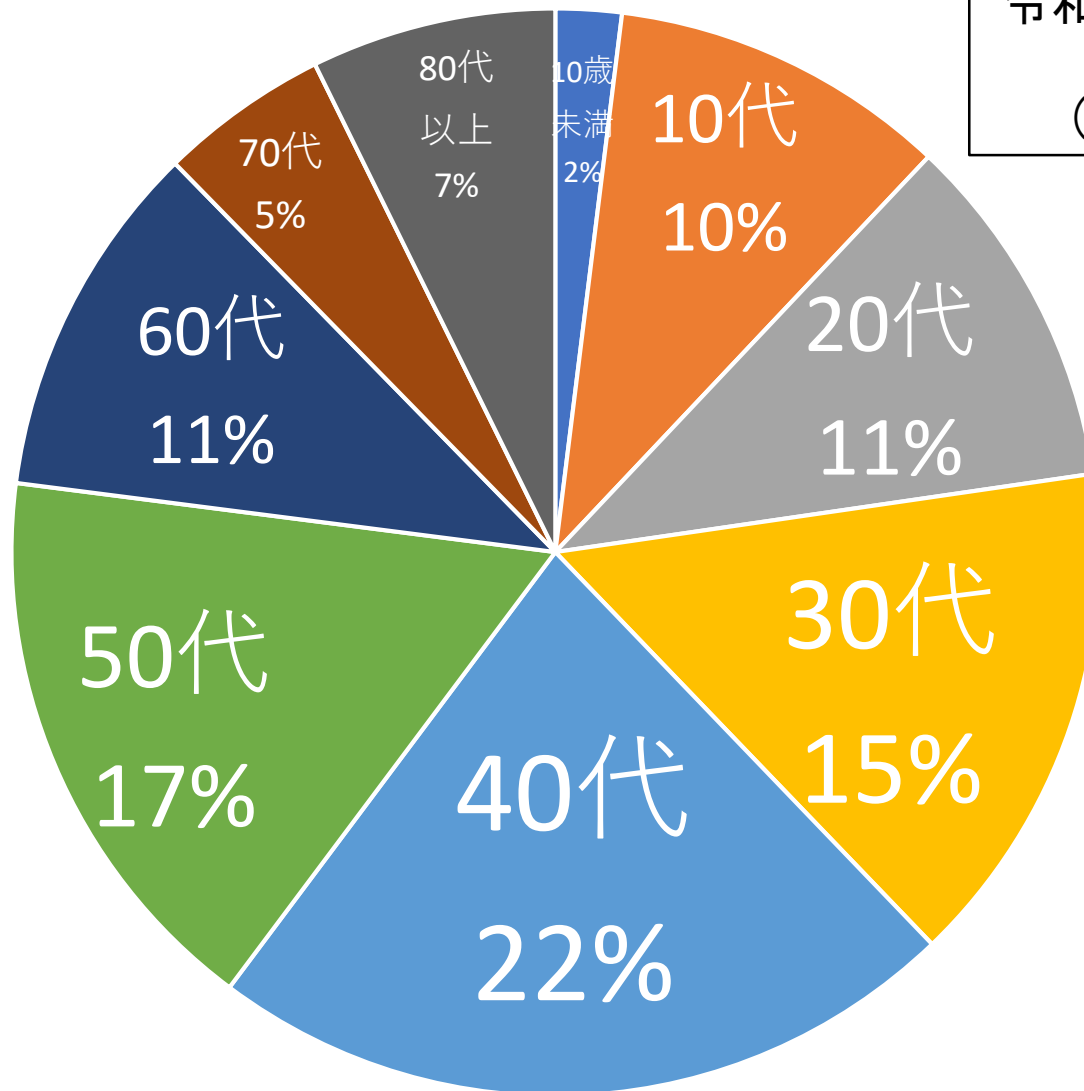
- 感染未確認圏域
- 新規感染者が限定的な圏域
- 感染状況が厳しい圏域

圏域	市町村	感染者数
宮崎市・東諸県郡圏域	宮崎市	19人
	計21人	
日向市・東臼杵郡圏域	日向市	2人
	計4人	
延岡市・西臼杵郡圏域	延岡市	3人
	高千穂町	1人
宮崎市・東諸県郡圏域	日向市	2人
	計4人	
都城市・北諸県郡圏域	門川町	2人
	計9人	
都城市・北諸県郡圏域	都城市	7人
	三股町	2人

令和2年8月30日13時現在(357例まで)

年代別のコロナ感染者割合

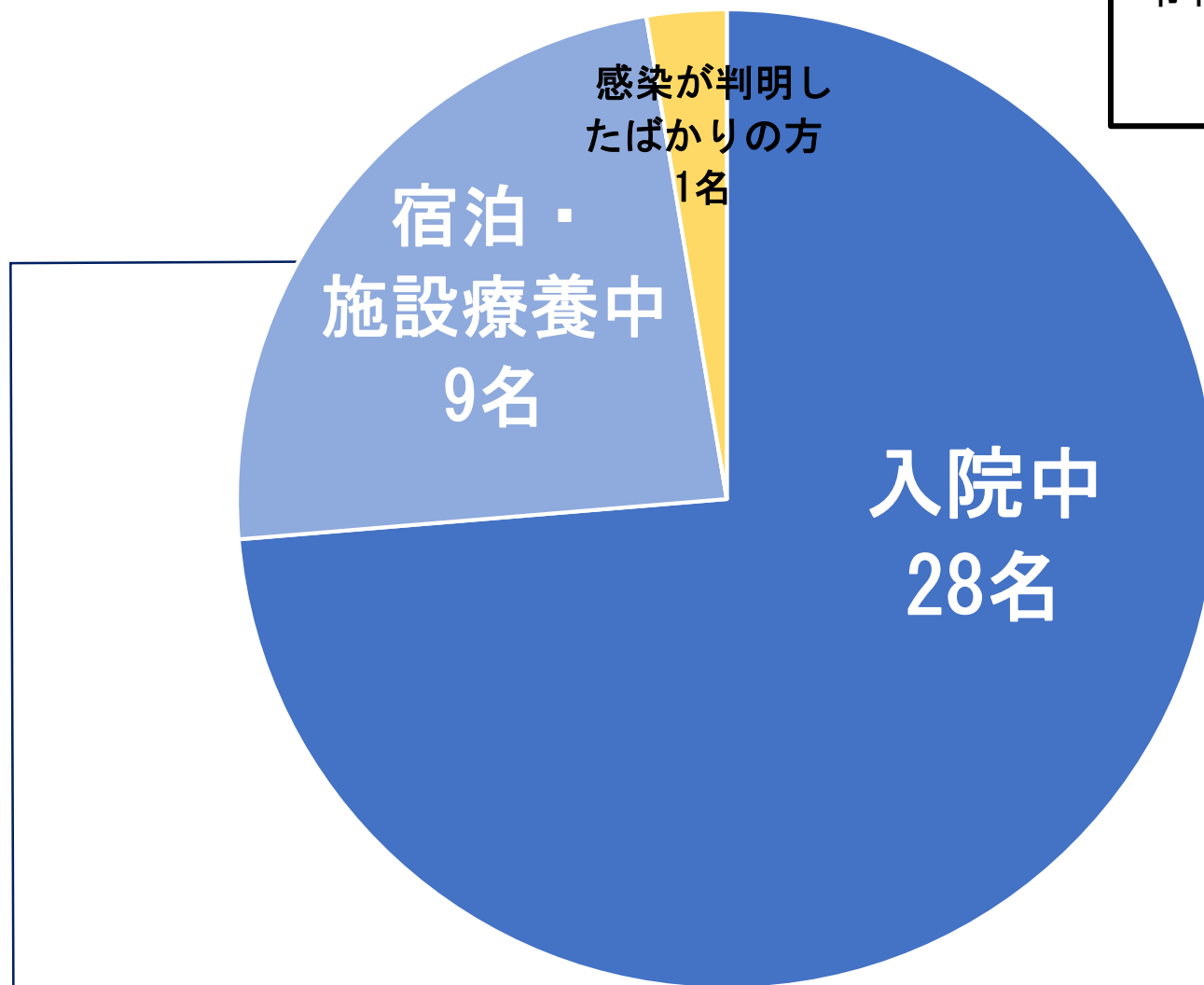
令和2年8月30日
13時現在
(357例目まで)



20代から50代が約2/3を占める。

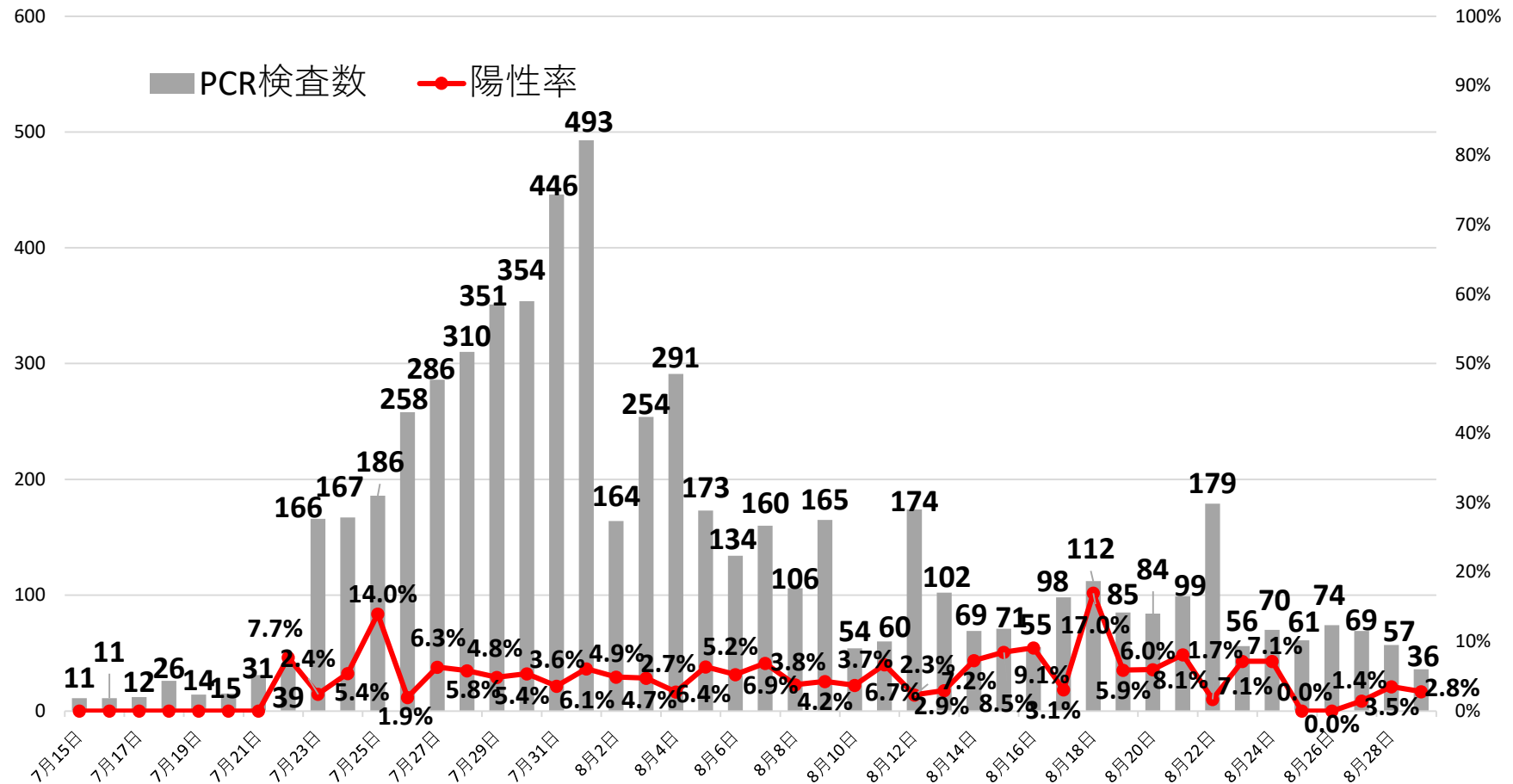
コロナ感染者の入院・療養状況 (退院者等を除く)

令和2年8月30日
13時現在
(357例目まで)



医師の診察を経て、症状が軽いもしくは無症状の方は、借り上げたホテル等で療養

PCR検査の実施状況



※陽性率 = 陽性者数 / PCR検査件数

検査数は増えているが陽性率は概ね横ばいである。

1 県内各圏域の感染状況区分について

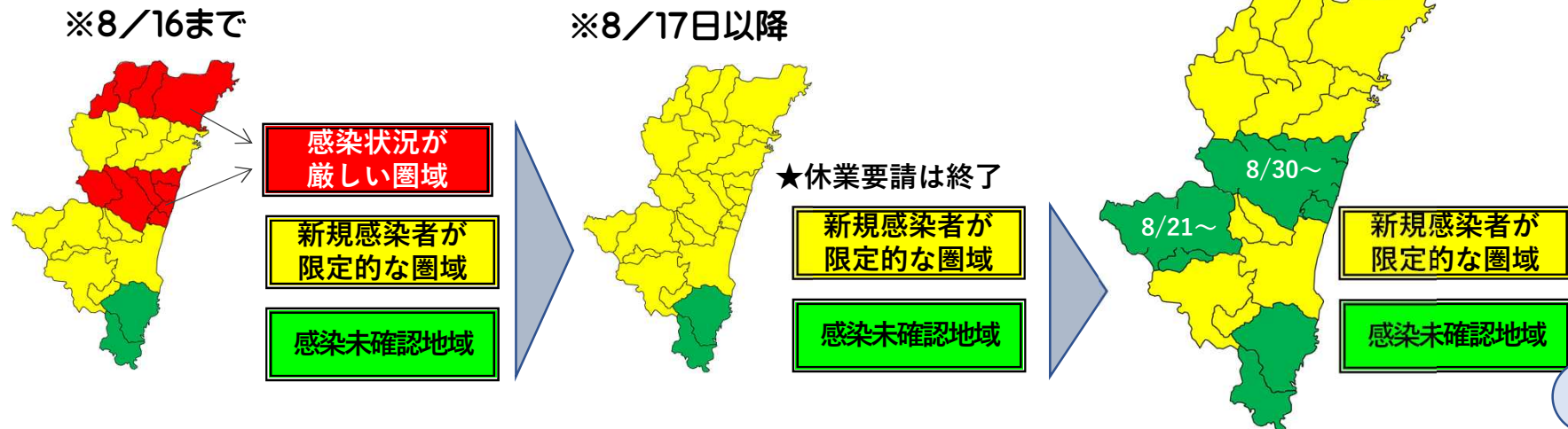
(1) 基準

【圏域区分の考え方】






圏域ごとの感染状況の区分		対応例		
		県民の方の圏域内の外出	県主催のイベント等	県有の公の施設
(緑) 感染未確認地域	感染者の全ての濃厚接触者の健康観察期間が終了し、新たな感染者が出ていない	○原則、自粛なし	○実施(※別紙)	○開館
(黄) 新規感染者が限定的な地域	新規感染者が一定に収まっている	○状況に応じ、慎重に(過去のクラスター発生施設等に注意)	○状況に応じ、実施(規模縮小を含む)	○状況に応じ、開館(入場制限などの利用制限)
(赤) 感染状況が厳しい地域	新規感染者の増加、感染経路不明の例が続発(直近1週間)又は感染集団(クラスター)の発生	○原則、自粛	○原則、中止又は延期	○原則、閉館又は利用制限

※イベント等の取扱いについては、9月以降も引き続きステップ③を継続

(2) 8月31日現在の状況



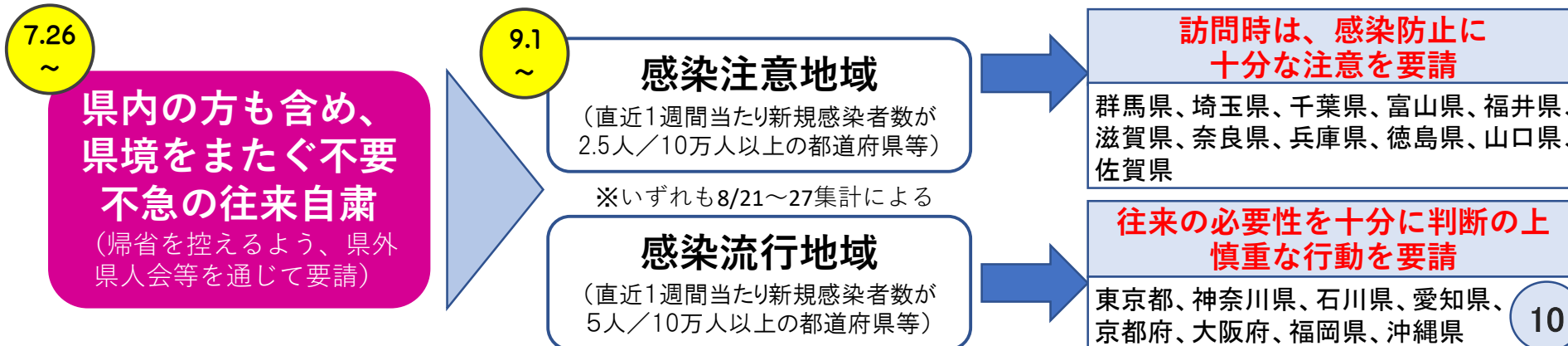
2 県内全域における「感染拡大緊急警報」の解除 – 警報レベルの引下げ –

表示	警報発表目安	対応例
 レベル4 (緊急事態宣言)	県全域において、 ①新規感染者又は感染経路不明の例の急増 (直近1週間)／②クラスターの続発 ／③入院病床稼働率の逼迫	(赤)圏域の対応及びその他の必要な対応
7.26 ~  レベル3 (感染拡大緊急警報)	特定の圏域において、 ①新規感染者又は感染経路不明の例の急増 (直近1週間)／②クラスターの発生	・積極的疫学調査(徹底的なPCR検査) ・「対策徹底要請」 ・「うつらない」「うつさない」ための行動 変容のお願い
9.1 ~  レベル2 (特別警報)	①新規感染者の増加、感染経路不明の例が 続発(直近1週間)／②感染集団(クラスター) の発生 【(黄)圏域が3つ以上、または(赤)圏域が1つ】	圏域ごとに、 (緑)圏域の対応 [ただし、他圏域での感染防止に注意] (黄)圏域の対応 (赤)圏域の対応
 レベル1 (警報)	新規感染者が一定に収まっている 【(黄)圏域が2つまで】	圏域ごとに、 (緑)圏域の対応、 (黄)圏域の対応
 レベル0 (持続的な警戒)	感染者のすべての濃厚接触者の健康観察期間 が終了し、新たな感染者が出ていない 【全ての圏域が(緑)圏域】	県全域において、 (緑)圏域の対応

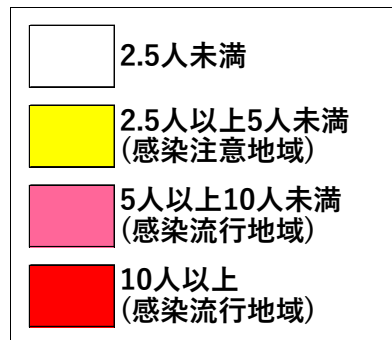
感染者の発生状況等は、**感染拡大緊急警報の発令時の水準を下回っていることも踏まえ、9月1日から、特別警報に移行する。**

3 特別警報に伴う行動要請について～①県外との往来

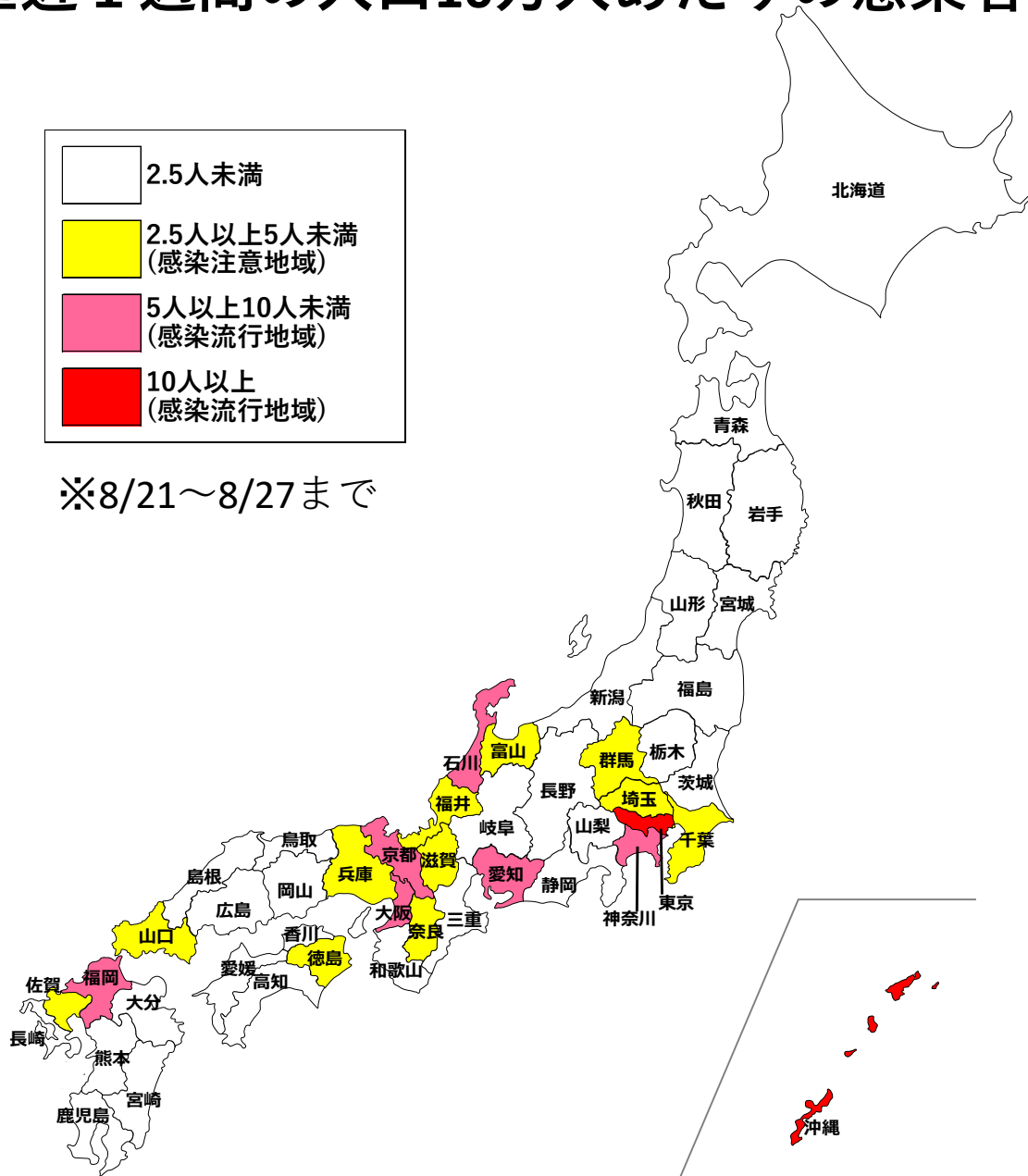
観光についても同様



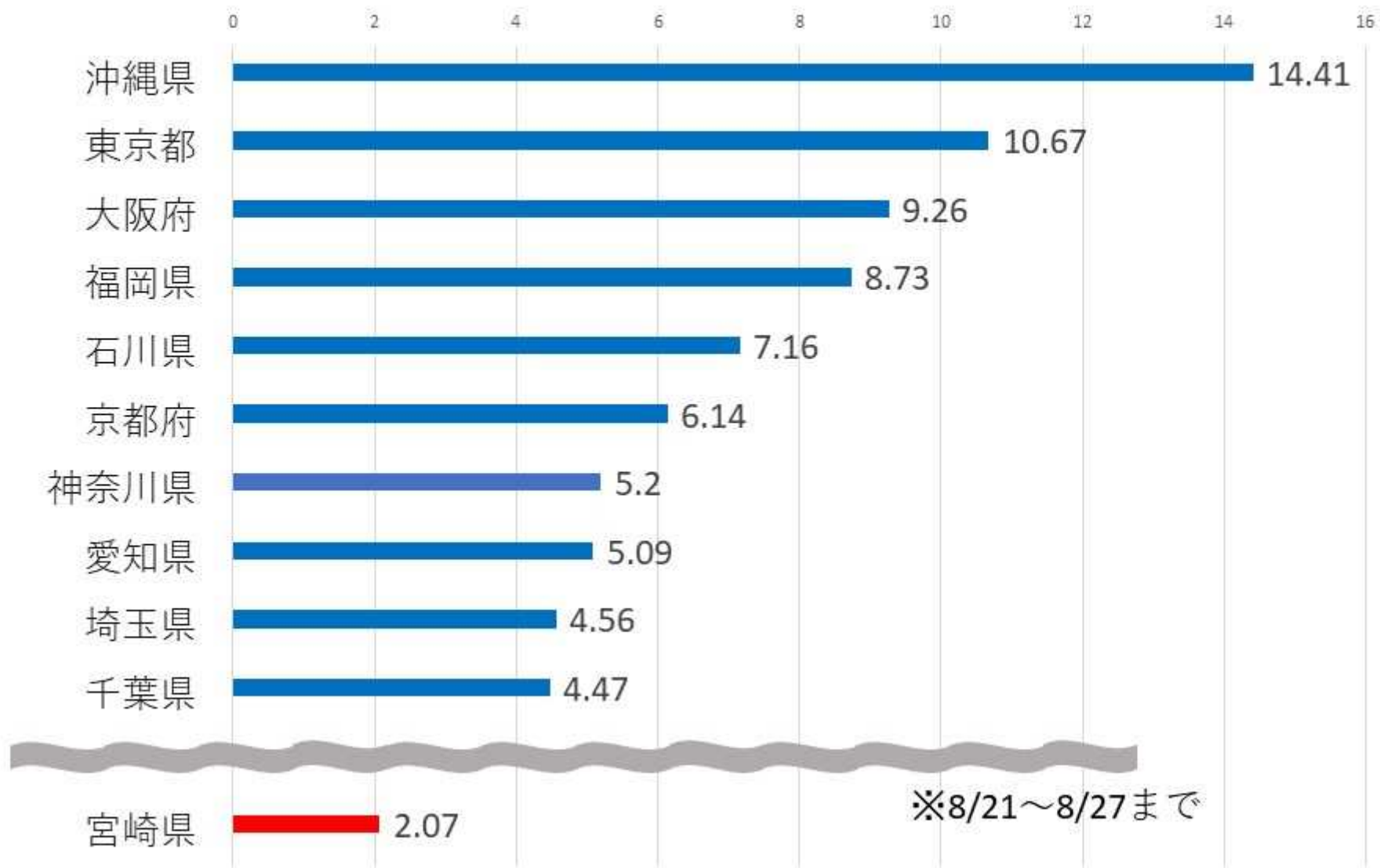
直近1週間の人口10万人あたりの感染者数



※8/21～8/27まで



全国の直近1週間の人口10万人あたりの感染者数（上位10都道府県）



4 特別警報に伴う行動要請について～②持続的な警戒態勢の継続

【引き続き】

- 全ての事業者に対して、ガイドラインの作成・実践を要請
- 県民のCOCOA利用の促進

【感染が発生した場合】

- 各施設・事業所で感染が確認された場合は、再発防止策の検証・徹底を要請
- クラスタが発生した施設等（接待を伴う飲食店、ライブハウス、カラオケ等）の場合は、必要な範囲で同業種施設も含めて営業自粛等の要請を検討^(※)
- 高齢者・未就学児・障がい者等が利用する施設において感染が確認された場合の営業自粛等の要請を検討^(※)

※いずれも詳細は要協議

5 今後のポイント

★ 7月下旬以降の感染拡大期（事実上の第2波）における教訓を今後にかす！

- ① 引き続き医療提供体制及び疫学調査実施体制の充実・強化を図る。
- ② 感染者がゼロになったわけではなく、引き続き「新しい生活様式」の実践に努め、感染拡大防止を図ることが重要。
特に、高齢者や基礎疾患のある方と接する場合は注意。
- ③ 県外との往来については、特に感染流行地域との往来について、慎重な行動を要請。（観光についてもまずは県内や近隣県から）
- ④ 全事業者が感染拡大防止のためのガイドライン遵守を徹底。
- ⑤ 会食時は、できるだけ感染リスクの高い行動（大人数・大声・長時間）を控える。

【参考】 イベント等の取扱い①

感染状況の段階に応じたイベント開催制限の目安

【別紙】

- 「新しい生活様式」に基づく行動。手指消毒やマスク着用、発熱等の症状がある者は外出等を避けるなど、**基本的な感染防止策**の徹底・継続。イベント主催者や出演者は「業種別ガイドライン」等に基づく行動、参加者の連絡先把握、接触確認アプリの周知、イベント前後の感染対策（行動管理含む）の呼びかけ。
- イベントの開催制限については、**当面9月末まで、現在の収容率要件及び人数上限を維持すること**とし、その間においても収束傾向が見られた場合には目安のあり方を検討。
- **各都道府県においては、引き続き、ガイドラインの徹底を呼びかけるとともに、地域の感染状況の段階に応じて、個別のイベント開催について適切に判断。**

時期		収容率	人数上限
5月25日～	屋内	50%以内	100人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	200人
6月19日～	屋内	50%以内	1000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	1000人
7月10日～	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人
感染状況を見つつ、 当面9月末まで維持	屋内	50%以内	5000人
	屋外	十分な間隔 *できれば2m	5000人

(注) 収容率と人数上限でどちらか小さい方を限度（両方の条件を満たす必要）。

【参考】 イベント等の取扱②

イベント開催制限の段階的緩和の目安（その2）

○ イベント主催者は、特に、全国的な移動を伴うものには格段の注意。 イベント参加者は、自身が感染対策を徹底していても、感染リスクはあることに留意。 また、発熱等の症状がある者はイベントに参加しない（無症状で感染させる可能性も）。

<具体的な当てはめ>

時期	コンサート等	展示会等	プロスポーツ等 (全国的移動を伴うもの)	お祭り・野外フェス等	
				全国的・広域的	地域の行事
5月25日～	○ 【100人又は50% ^(注) (屋外200人)】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【100人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	×		△ 【100人又は50% (屋外200人)】 *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
6月19日～	○ 【1000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応、管楽器にも注意	○ 【1000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【無観客】(ネット中継等) *無観客でも感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手等の行動管理	×	
7月10日～	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理		○ *特定の地域からの来場を見込み、人数を管理できるものは可
感染状況を見つつ、 当面9月末まで 維持	○ 【5000人又は50%】 *密閉空間で大声を発するもの等は、厳格なガイドラインによる対応	○ 【5000人又は50%】 *入場制限等により、人との間隔を十分確保できないもの等は慎重な対応	○ 【5000人又は50%】 *感染対策徹底、主催者による試合中・前後における選手・観客等の行動管理	×	

(注)どちらか小さい方を限度。他の場合も同様。

【参考】「感染拡大緊急警報」発令に係る県の対策パッケージにおける取組実績

1 積極的疫学調査の推進

- ① PCR検査の対応可能件数を最大300件／日まで増強。(期間中最大 493件／日)
- ② 厚生労働省「クラスター対策班」との連携による感染経路の調査・分析、防止対策の実施
(クラスター対策班:7/29~8/4 まで本県にて調査実施)
- ③ 市町村の取組を支援するための体制整備
(8/3 特命チームの設置、保健所等における相談対応業務の外部委託、
クラスター発生時の業務支援 県保健所へ延べ約240名 など)

2 ガイドライン遵守など対策を徹底 (事業者向け)

- ① 県内全域の休業等要請(~8/16)と協力金・支援金への対応。
(協力金~接待を伴う飲食店10万円、その他飲食店5万円/支援金~5万円、全市町村で受付中)
- ② 市町村や関係団体と連携し、ガイドライン遵守による感染防止対策の更なる徹底
(8/17 関係団体と県・市町村との共同宣言、8/25 感染防止対策会議の実施 など)
- ③ 空港等における水際対策の更なる強化を要請
(到着客警報発令のチラシを空港、バス、駅、フェリーターミナルに掲示するとともに、空港では到着客全員に配布)

3 「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底 (県民の皆さんへ)

- ① 最大級の警戒をもって「新しい生活様式」の実践に向けて意識ある行動を要請。
(県ホームページやSNS、TVCM等を通じた実践の呼びかけ など)
- ② 県外との往来についての厳重な注意喚起。(県人会等を通じた帰省を控える要請を含む)
- ③ 市町村や関係団体と連携し、「感染拡大緊急警報」に関する周知徹底を強化
(県ホームページやSNS、8/11、16 知事記者会見における呼びかけ など)

【参考】「新型コロナウイルス対策特命チーム」のこれまでの主な実績

1 市町村との連携の強化

- ① 県と市町村との情報共有窓口として、「コロナ特命ホットライン」を設置。
(8/5～: 毎日の情報提供、市町村からの問合せ対応の一元化、WEB会議の開催 など)
- ② 市町村とのWEB会議の開催(8/3、6、31)
- ③ 市町村向けのFAQ作成、提供
(市町村窓口に住民から問合せがあった際の回答例 など)

2 戦略的な広報

- ① 「データで見る宮崎県の感染情報」による詳細な分析とリアルタイムな発信。(8/4～)
- ② 「新型コロナウイルス知っておきたい基礎知識」の発信。
(8/15～ 県民の皆様には正しい知識を持ち、理解を深めていただくための分かりやすい説明)

3 現地支援

- ① 市町村保健師との連携による感染症対応に向けたリストを作成。

4 ガイドライン遵守対策

- ① 関係団体と県・市町村によるガイドライン遵守に係る共同宣言を実施。(8/17)
- ② 感染防止対策会議の実施。(8/25)
- ③ 関係団体と県・市町村が連携し、「県内一斉ガイドライン点検の日」を実施。(9/1予定)

新型コロナウイルス感染拡大防止のための

私たちは、「事実上の第二波」ともいわれる新型コロナウイルスの感染拡大に歯止めを掛け、休業要請に協同して取り組むなど、感染拡大防止対策を進めてまいりました。

その結果、感染者数の減少など成果を挙げることができました。事業者活動再開しながらかかる感染拡大を防ぐためには、飲食関連業と連携し、市民が一体となって、徹底したガイドラインの遵守により感染防止対策を強化していくことが極めて重要となります。

飲食関連業は、市民にとって、豊かで楽しいある生活を支える身近な産業であるとともに、地域の経済や雇用において重要な役割を果たしています。

私たちは、コロナとともに生きる社会において、「感染拡大の防止」と「社会経済活動の維持・産業」のバランスを確保してまいります。そして、新しい生活様式の定着とガイドラインの遵守徹底を図りながら、誰もが安心して飲食店等を利用できる環境づくりを進めていくため、次のとおり取り組みについてご協力をここに呼びかけます。

一 関係者一丸となって、県の「ガイドラインの遵守に向けた対策」に取り組めます。

一 「ガイドライン実践宣言書の」の更なる拡大を図り、安心して飲食店等を利用できる環境づくりを進めます。

一 市民一人ひとりの「うつらない」「うつさない」ための感染防止対策の徹底や「新しい生活様式」の実践・定着に向けて、様々な機会を通じて呼びかけます。

令和2年8月17日

宮崎県飲食衛生推進員協議会理事長 **田崎 隆**

宮崎県すし産生活衛生同業組合理事長 **河野 仁延**

宮崎県社会飲食生活衛生同業組合理事長 **岡野 義寿**

宮崎県知事 **河野 雅嗣**

宮崎県市長会会長 **戸数 正**

宮崎県町村会会長 **蓮 木 茂樹**

ガイドライン遵守に係る共同宣言

ガイドラインの遵守に向けた対策
—安心して飲食店等を利用できる環境づくり—

1 関係団体の取組

- ① ガイドラインの普及啓発・指導
 - 県や関係団体等がガイドラインの自主的かつ定期的な普及活動の実施
 - 毎月1日を県内一斉ガイドライン点検の日と定め、定期的な点検を実施
 - 飲食店等を巡回し、ガイドライン遵守の対策決まりの店へのステッカー配布(全国生活衛生推進員センターへ)
 - 感染対策を積極的に講じているモデル的な事業者のPRとその普及啓発
- ② 飲食店等への支援
 - ガイドライン遵守に向け、相談・助言、状況確認のための巡回相談・指導等の実施

連携・協力

<p>2 県・市町村の取組</p> <p>① ガイドラインの普及啓発</p> <ul style="list-style-type: none"> ○県内の飲食店等に対し、改めてガイドライン遵守を求めた普及啓発を行う ○ガイドライン実践宣言書のステッカーの配布 ○市町村や関係団体との共同による定期的な普及啓発活動、巡回の実施 <p>② 飲食店等への支援</p> <ul style="list-style-type: none"> ○感染防止対策に必要な資料や設備購入への支援 ○ガイドライン点検会の開催や巡回相談・指導など多岐にわたる支援 ○ガイドライン実践宣言書の店にステッカーの貼付 	<p>3 県民の取組</p> <p>① 飲食店等への協力</p> <ul style="list-style-type: none"> ○ガイドライン実践宣言書の店の取組 ○来店時に清潔感を意識するなど、飲食店等が実施する感染防止対策への協力 <p>② 新しい生活様式の実践</p> <ul style="list-style-type: none"> ○飲食店等を利用する際は3密を避ける、大声を出さないなど、感染リスクの低い行動の取組
--	---

県・市町村、関係団体で構成する「感染防止対策会議」
(上記取組を具体的に実施するための関係者レベルの連絡・調整会議)